

志木市長選挙

投票日 6月11日(日)

投票時間：7時～20時

告示日／6月4日(日)

開票／6月11日(日) 21時～ 市民体育館

問合せ／選挙管理委員会 内線2851

期日前投票 6月5日(月)～10日(土)

◆市役所／8時30分～20時

◆ふれあいプラザ／10時～20時

※駐車場サービス券は発行していません。

◆市民体育館／平日：10時～19時、土曜日：10時～18時

※柳瀬川図書館の改修工事のため、場所を変更します。

6月30日に任期満了となる志木市長選挙の投票は、6月4日に告示されます。

私たちの意見を市政に反映し、より良いまちにするためにとても大切な選挙です。

皆さんの貴重な一票を無駄にすることなく投票しましょう。

投票できる人

年齢／平成11年6月12日までに生まれた人

住所／平成29年3月3日(金)までに志木市に転入の届出をし、引き続き住民基本台帳に記載されている人

※ただし、投票日(期日前投票をする人については投票をする日)までに志木市から転出した人や公民権停止中の人などは、投票できません。

<市内で転居した場合>

平成29年5月18日(木)以降に市内で転居届を出した人は、前住所の投票所で投票してください(郵送する投票所入場券に記載してある投票所です)。

投票所入場券を忘れずに！

世帯ごとに封書で入場券をお送りしますので、投票所へ忘れずにお持ちください。

期日前投票をする人は、入場券裏面に印刷されている宣誓書に必要事項を事前に記入しておくとうけがスムーズです。

<入場券が届かない、または紛失した場合>

当日係員にお申し出ください。なお、二重発行による不正を防ぐため、郵送などによる入場券の再発行は行っていません。

投票日に都合の悪い人は期日前投票ができます

- ◆仕事や親族などの冠婚葬祭で投票所に行けない人
- ◆レジャーなどで投票区内に不在となる人
- ◆病気やけがなどで歩くことが困難な人

不在者投票、身体が不自由な人のための投票があります

期日前投票期間中に投票ができない人は、滞在地の選挙管理委員会において、また、不在者投票所として指定された病院や老人ホームなどに入院、入所している人は、施設内で投票ができます。

また、身体が不自由な人は、代理投票や点字投票、郵便などによる投票ができます。詳細は、お早めに選挙管理委員会までお問い合わせください。

選挙公報をご覧ください

選挙公報は、立候補者の申請に基づいて氏名、経歴、政見などを掲載しています。6月7日(水)頃、新聞折込で配布します(公共施設や金融機関、一部のスーパーマーケット・コンビニエンスストアなどにも備えてあります)。

また、選挙公報の音声CDの送付を希望する人は、選挙管理委員会事務局までご連絡ください。

立候補予定者説明会を開催します

とき／5月11日(木) 13時30分 ところ／市役所